

第45回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 主 要 な 事 業 内 容
- ・ 主 要 な 事 業 所
- ・ 会 計 監 査 人 に 関 す る 事 項
- ・ 業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制
- ・ 業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 の 状 況 の 概 要
- ・ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ・ 個 別 注 記 表

事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kannanmaru.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

株式会社かんなん丸

主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

大衆割烹「庄や」「日本海庄や」「じんべえ太郎」等の経営

主要な事業所 (2022年6月30日現在)

- ① 本社 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号
- ② 店舗

埼 玉 県	さいたま市	庄や5店、日本海庄や2店 うたうんだ村1店、VANSAN1店 じんべえ太郎1店
	川越市	庄や2店
	越谷市	庄や1店、VANSAN1店
	上尾市	庄や1店
	久喜市	庄や1店
	坂戸市	じんべえ太郎1店
	東松山市	じんべえ太郎1店
	加須市	庄や1店
	鴻巣市	庄や1店
	新座市	庄や1店
	白岡市	じんべえ太郎1店
	川口市	庄や1店
	宮代町	庄や1店
三郷市	日本海庄や1店	
栃 木 県	足利市	庄や2店
	宇都宮市	庄や1店
	野木町	庄や1店
群 馬 県	伊勢崎市	日本海庄や1店
	館林市	庄や1店
千 葉 県	野田市	じんべえ太郎1店
合	計	32店

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、小規模組織で個々の役員及び使用人まで把握できる状況にあるため、代表取締役自らが繰り返し企業理念・社是の精神を語りかけることにより、法令及び定款を遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。

具体的には、風通しの良い社風の維持を心掛けるとともに、匿名性の高い内部通報制度を設け、社内でコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしている場合には、報告・連絡・相談が迅速に行われる体制を構築しております。

内部通報制度の通報先として、コンプライアンス推進担当のほか、社外監査役の弁護士も窓口を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行及び意思決定に係る文書や情報は、文書管理規程に基づき保存及び管理しております。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できる体制となっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 代表取締役社長に直属する内部監査室を設置し、適時適切な監査により経営管理全般の改善と事故誤謬を防止し、会社の自存発展に努めております。

イ. 内部監査規程に基づき、内部監査活動の適切な執行を行っております。

ウ. 取締役及び部次長は、担当する部門における重大なリスクの把握に努め、発見した場合には速やかに代表取締役に報告する義務を負っております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、原則として毎月1回の取締役会を開催し、経営戦略等の重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社の事業に関して責任を負う取締役を決め、法令遵守体制、リスク管理体制を構築しております。また、当社の内部監査室が必要に応じて子会社の内部監査を実施しております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する組織を管理部とし、当該使用人の人選等については、監査役の意見を考慮し検討するものとしております。

⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重するものとしております。

⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

ア. 取締役及び使用人は、監査役の求めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報を報告及び情報提供を行うものとしております。

イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見認識した場合には、速やかに監査役に報告を行うものとしております。

ウ. 監査役に対して直接報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席するとともに、必要な報告を求めることができ、代表取締役及び監査役、並びに監査法人はそれぞれ定期的に情報交換、意見交換を行うものとしております。

⑩ **財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた基本方針**

当社は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

また、必要に応じ、警察当局、弁護士などの外部専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ってまいります。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンス教育につきましては、幹部会議を中心に、月例会議及び研修において、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っております。

また、内部監査室における店舗内監査を実施することにより、店舗における業務の適正性を監査しております。加えて、法令諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、内部通報窓口として社内ではコンプライアンス推進担当を、社外では弁護士を通報・相談先とするホットラインを通して、適正な業務遂行体制を構築しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年7月1日残高	50,000	88,500	225,100	313,600	24,780	1,280,000	129,020	1,433,800	△622,114	1,175,286
事業年度中の変動額										
当期純損失							△10,249	△10,249		△10,249
自己株式の取得									△14	△14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△10,249	△10,249	△14	△10,264
2022年6月30日残高	50,000	88,500	225,100	313,600	24,780	1,280,000	118,771	1,423,551	△622,129	1,165,022

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2021年7月1日残高	5,451	1,180,737
事業年度中の変動額		
当期純損失		△10,249
自己株式の取得		△14
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	991	991
事業年度中の変動額合計	991	△9,272
2022年6月30日残高	6,442	1,171,464

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10～34年

工具器具備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社が行う基本的なサービスは、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ3,372千円減少します。これにより、売上総利益は同額減少しますが、営業損益以下に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
減損損失	9,821千円

なお、減損損失9,821千円の内訳は、5.損益計算書に関する注記「(2) 減損損失」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

収益性の低下による減損の兆候の判定においては、取締役会によって承認された翌事業年度の予算を基礎としております。

②主要な仮定

翌事業年度の予算における主要な仮定は、総合居酒屋業界を取り巻く需要動向等の外部要因や将来の来店客予測等に基づく売上高であります。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症による影響により営業自粛や時短営

業への協力を行ったこと等により営業赤字を計上していますが、翌事業年度は当該新型コロナウイルス感染症の影響は縮小し、資産グループによっては営業黒字に転換するところもあると仮定しております。そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は翌事業年度には収束するものと仮定して予算を策定し、収益性の低下による減損の兆候の判定を行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

策定された予算は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴います。

想定した仮定から大きく乖離した場合には、当事業年度と同様、営業自粛や時短営業の実施に伴う収益性の低下により営業赤字が発生した結果減損の兆候が生じていると判定され、翌事業年度の計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,384,245千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が148,021千円含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 66,176千円

②長期金銭債権 500千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 10,359千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
店舗	建物等	埼玉県川越市他	9,821千円

当社は、事業用資産において各店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,821千円）として特別損失に計上いたしました。その種類ごとの内訳は以下のとおりであります。

建物	9,355千円
工具器具備品	179
長期前払費用	286
計	9,821

なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	539,745株	16株	一株	539,761株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	459千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,464千円
減損損失	39,268千円
資産除去債務	28,340千円
投資有価証券評価損	813千円
子会社株式評価損	3,046千円
賞与引当金	213千円
その他	249千円
繰越欠損金	564,800千円
繰延税金資産小計	639,656千円
評価性引当額	△639,656千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△6,188千円
その他有価証券評価差額金	△2,822千円
繰延税金負債合計	△9,010千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

財務諸表提出会社の連結子会社及び関連会社等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 しんしん丸	埼玉県 さいたま市南区	10,000	飲食業	(所有) 直接 100.0	資金の援助	利息の受取(注)	46	流動資産その他	6,000
							資金の回収(注)	6,000	長期貸付金	500
							資金の貸付(注)	32,639	短期貸付金	32,639

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 307円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円69銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）

当社は、2022年7月12日開催の取締役会において、2022年9月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社しんしん丸を吸収合併することを決議いたしました。

(1) 合併の目的

株式会社しんしん丸は、当社の「居酒屋」運営事業以外の事業の多角化とその一層の充実を図ることを目的として2012年に設立し、コーヒーショップ業態のFC事業を運営してまいりましたが、この度当社事業全体の強化と効率化を図ることを目的に吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

①合併の日程

取締役会決議 2022年7月12日

合併契約締結日 2022年7月12日

合併効力発生日 2022年9月1日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、株式会社しんしん丸においては同法第784条第1項に定める略式合併であり、いずれも株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

②合併の方式

当社を存続会社、株式会社しんしん丸を消滅会社とする吸収合併といたします。

③合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併による株式及び金銭等の割当てはありません。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。